

懐かしの映画会

戦争時代を生き抜く人々のさまざまな愛の形をテーマにした2本立て映画会。昭和20年代の名作をスクリーンで味わえる貴重なチャンスです。お見逃しなく。

- ◇とき 8月9日(土)
- 第1部「二十四の瞳」 午前10時開演(9時30分開場)
- 第2部「君の名は」 午後1時30分開演(午後1時開場)
- ※お昼に軽食の販売所を設けます
- ◇ところ 文化会館
- ◇入場料 大人 1,000円
高校生以下 無料

※全席自由
※チケットは、7月5日(土)から文化会館・文化の森・中央公民館・中央図書館・プラザちゅうたい・各連絡所・アピタ美濃加茂店などで販売します

問 文化会館 25・1108



「二十四の瞳」©1954 松竹株式会社



「君の名は」©1953 松竹株式会社

日伯交流フェスタ in ぎふ

現在、県内には2万人以上、当市には約3,700人のブラジル人が暮らしています。移住の歴史を振り返るとともに日系人について知ってもらい日本とブラジルの交流を深めるため、ブラジル移住100周年イベントを開催します。

- ◇とき 7月19日(土)・20日(日) 午後1時～6時
- ◇ところ 文化会館
- ◇内容
- ・ステージ
ブラジル人学校の児童による発表やサンバ・カーニバルなど
- ・展示
移住100周年歴史展(写真パネル展示)など
- ・体験コーナー
ブラジル文化の体験(ブラジリアン・ダンス、カポエイラなど)
日本文化の体験(書道、茶道、太鼓、着物着付けなど)

◇参加料 無料
※詳細については、多文化共生室または美濃加茂国際交流協会(24・7771)へ

問 多文化共生室 内線362



1958年10月2日、アルゼンチナ丸の前にて

「おん祭MINOKAMO2008秋の陣」

中山道まつり時代行列参加者募集

10月19日(日)に中山道太田宿を会場に開催する中山道まつりの時代行列参加者を募集します。

◇募集役柄

役柄	人数	性別	年齢など	審査
お姫様(おひめさま)	5人	女性のみ	15歳から25歳までの未婚者(中学生は除く)	あり
腰元(こしもと)	8人		15歳以上	
小姓(こしょう)	2人		15歳から25歳まで	
小町娘(こまちむすめ)	3人			
祿侍(かみしもさむらい)	15人	男女問わず	15歳以上(中学生は除く)	なし
野袴侍(のばかまさむらい)	15人			
大人奴(おとなやつこ)	30人		小学3年生から6年生まで	
子ども奴(こどもやつこ)	10人			

◇申込み 8月26日(火)必着で、往復はがき(〒505-8606 太田町3431-1)に住所・氏名(ふりがな)・年齢・性別・電話番号・希望の役柄・足のサイズを記入の上、おん祭美濃加茂実行委員会(商工観光課)へ

※審査のある役柄に応募される人は、9月7日(日)に中央公民館で開催する審査会に必ず出席してください。詳細については、応募者にご連絡します

問 商工観光課 内線263

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)についてのお知らせ

●平成20年度の後期高齢者医療保険料額が決定しました

4月末までに県の長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者になった人に対して、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」が送付されます。保険料額や納付方法が記載されていますのでご確認ください。

なお、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)加入の前日まで被用者保険(国保、国保組合以外の医療保険)の被扶養者であった人は、加入されてから2年間保険料が軽減されます。このことは、加入前の保険者から提供される情報により岐阜県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」)で行います。情報提供がない場合には、保険料の軽減がされていないので、このような場合は保険課まで申し出てください。

●8月から「窓口での自己負担割合」が変更になる方へ

医療機関の窓口では、医療費の1割または3割の自己負担をいただいています。8月1日からの「窓口での自己負担割合」は平成19年度の所得状況などにより変更になる場合があります。

「窓口での自己負担割合」が変更になる人には、7月中旬に新しい被保険者証が送付されますので、現在お使いの被保険者証を返却の上、新しい被保険者証を使用してください。

8月1日からの、「窓口での自己負担割合」は次のとおりです。

市民税課税所得 (同一世帯の後期高齢者医療被保険者のうち、課税所得が最上位の人の額)	収入金額		自己負担割合
	同一世帯の後期高齢者医療被保険者すべての収入金額を合計した額		
145万円以上	被保険者が1人の場合	383万円以上	3割
		383万円未満	1割
	被保険者が2人以上の場合	520万円以上	3割
		520万円未満	1割
145万円未満			1割

●減額認定の対象となる人は申請をお願いします

市民税非課税世帯の人は、入院されたときに「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、食事代などの負担額が少なくなります。対象者には、7月中旬に申請書を送付しますので、7月31日(木)までに保険課窓口または各連絡所へ申請書を提出し、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けてください。

問 保険課 内線217